

秋田県収用委員会告示第4号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県から令和7年11月12日に裁決申請のあった一般国道101号改築工事（浜間口バイパス・秋田県男鹿市男鹿中浜間口字鱒喰地内から同市男鹿中浜間口字浜田地内まで）に係る土地収用事件（令和7年秋収委第19号）の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和51年秋田県収用委員会告示第1号）第6条の規定に基づき、公告する。

令和8年4月28日

秋田県収用委員会会長 山本 尚子

- 1 審理開始の期日 令和8年5月25日午後2時30分
- 2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県秋田地方総合庁舎 6階 総607会議室